

議案第 8 号

我孫子市手数料条例及び我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例及び我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、発行に係る手数料は総務大臣の認可を受けて同機構が定めるものとなることから、個人番号カードの再交付手数料の規定を削るとともに、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市手数料条例及び我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(我孫子市手数料条例の一部改正)

第1条 我孫子市手数料条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)の表 略		(1)の表 略	
(2) 住民基本台帳関係手数料		(2) 住民基本台帳関係手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
住所に関する証明の項から住民票(広域交付のものに限る。)の謄本及び抄本の交付の項まで 略	略	住所に関する証明の項から住民票(広域交付のものに限る。)の謄本及び抄本の交付の項まで 略	略
住民票(除住民票)及び戸籍の附票(除戸籍の附票)の記載事項に関する証明	1通につき 300円	住民票(除住民票)及び戸籍の附票(除戸籍の附票)の記載事項に関する証明	1通につき 300円
		行政手続に	1件につき 800円

		おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付	
住民基本台帳一覧表の閲覧	略	住民基本台帳一覧表の閲覧	略
(3)の表から(10)の表まで 略		(3)の表から(10)の表まで 略	

（我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。